

県南広域振興局長告示第127号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、須川土地改良区（一関市）から役員の退任について次のとおり届出があった。

令和6年11月22日

県南広域振興局長 小 島 純

理事

小野寺 勝 一関市中里字南白幡62番地 1